

浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 浜松市域のカーボンニュートラルを実現するため、カーボンニュートラルにトップランナーとして取組む事業者を顕彰することで、市内事業者のカーボンニュートラルへの対応を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内において事業所を立地している法人とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、浜松市内に立地する事業所に、1年以上事業活動を行っていること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと
- (4) その他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと

(認定要件)

第3条 本認定では、カーボンニュートラルの達成状況に応じて、以下の2つにランク分けして認定する。

(1) 1つ星

浜松市内に立地する事業所（浜松市内に法人が複数の事業所を設置している場合は全ての事業所をいう。以下次号において同じ。）で、エネルギー起源のCO₂排出（電力、熱又は燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。以下次号において同じ。）のうち電力使用に伴うCO₂排出の実質ゼロを達成していること

ただし、当該事業所に設置されたコージェネレーションシステムにより発電した電力は除外する。

(2) 2つ星

浜松市内に立地する事業所で、エネルギー起源のCO₂排出の実質ゼロを達成していること

ただし、社用車等の車両に使用するエネルギーは除外する。

(申請方法)

第4条 認定を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、浜松市カーボンニュートラル事業者認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書面を添えて市長に提出しな

なければならない。

- (1) 第3条各号のいずれかの要件を満たしていることが証明できる資料の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書等が提出されたときは、内容を審査し、第3条に定める要件を満たしていると認めた事業者を、浜松市カーボンニュートラル達成事業者として認定する。

(認定期間)

第6条 認定期間は、認定日から2030年度末までとする。なお、認定の取消しがあった場合、本制度が廃止された場合等はこの限りではない。

(認定証等の交付)

第7条 市長は、第5条の規定により認定した者に対し、浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定証（第2号様式）を交付する。

(定期報告)

第8条 第5条の認定を受けた者は、市長の求めに応じて、毎年のカーボンニュートラルの進捗状況を、浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定届（定期報告・変更・取下げ）（第3号様式）に定期報告内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出の内容を確認し、第3条各号のいずれかの要件を満たしていないと認めた場合は、第5条の認定を取り消すことができる。

(認定要件の変更及び取下げ)

第9条 認定事業者は、次の第1号及び第2号に掲げる事項に変更が生じた場合又は第3号に該当する場合は、遅滞なく浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定届（定期報告・変更・取下げ）（第3号様式）に変更・取下げ内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

(認定の取消しに係る基準)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき

- (2) 法人が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき
- (3) その他、認定事業所として適当でないと認められたとき

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、前条の規定により認定を取り消したときは、浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定取消通知書(第4号様式)により速やかに通知するものとする。
- 2 前項の規定により、認定を取り消された法人は、遅滞なく市長へ認定証を返納しなければならない。
- 3 第1項の規定により、認定を取り消された事業者のうち再度認定を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、第4条に規定する申請書等に加え、認定を取り消された事由を改善したことが証明できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(公表)

- 第12条 市長は、認定事業者及びその先進的な取組を広く市民に周知するものとする。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。